一　平成二十六年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第六十四号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第八項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十五第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

附則第十九条の十六第五項を同条第七項とし、同条第四項中「（第四十八条第一項に規定する合併関係市町村をいう。以下この条において同じ。）及び「前項に規定する」を削り、「第八項」を「第九項」に改め、「按分した額」の下に「（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）」を加え、同項算式の符号A中「第8項」を「第9項」に改め、同項算式の符号B中「附則第6条の3」を「附則第6条の2」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　一兆九千三百二十六億五千百二十六万八千円と各市町村について前項の規定により算定した額（合併市町村（第四十八条第一項の規定の適用を受ける市町村をいう。以下この条において同じ。）にあつては第三項の規定によつて算定した額とする。）の合算額との間に差額があるときは、その差額を同項の規定により算定した額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

5　合併関係市町村に係る法附則第六条の二第一項第二号に掲げる額は、次項に規定する当該合併関係市町村に係る控除前財源不足額に第七項に規定する当該合併関係市町村に係る補正指数に附則別表第十三⑵のAに定める当該補正指数に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二〇七三を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九一四五九八を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

附則第二十条第一項中「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同条第三項算式中「0.2」を「0.1」に、「32」を「34」に、「1.89」を「1.83」に改める。

附則第二十一条第一項中「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同項第一号の表第一号及び第二号中「上閉伊郡大槌町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、双葉郡大熊町、同郡双葉町」を「牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町」に改め、同表第三号1及び第四号1中「重要港湾」を「国際拠点港湾」に改め、同表第五号中「陸前高田市、上閉伊郡大槌町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、双葉郡双葉町」を「牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町」に改め、同表第六号中「幼稚園の幼児数」を「幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数」に改め、同項第五号中「幼児数」を「幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数」に改め、同号算式を次のように改める。

算式

$$\text{特例率} = \frac{(B \times D - A) \times C}{A \times E}$$

附則第二十一条第一項第五号算式の符号C中「に寒冷補正係数を乗じて得た係数」を削り、同号算式の符号Dの表その他の教育費の項中「に在学する幼児数」を「及び幼保連携型認定こども園に在籍する小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法第20条第1項の認定に係る同法第19条第1項第1号に掲げるものに限る。）の数」に改め、同号算式の符号に次のように加える。

E　1（その他の教育費にあつては、経常態容補正係数）

附則第二十一条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第十六条第一項の表市町村の項第二号算式の符号B及び同項第三号算式の符号B」を「第十六条第一項の表市町村の項第二号算式の符号C及び同項第三号算式の符号C」に、「前年の」を「2年前の」に、「第十六条第一項の表市町村の項第二号算式の符号C及び同項第三号算式の符号D」に、「2年前の」を「3年前の」に、「学級数及び学校数」を「学校数」に、「学級数急減補正係数及び学校数急減補正係数の算定については、それぞれ第十六条第一項の表市町村の項第二号算式の符号D及び同項第三号算式の符号D」を「学校数急減補正係数の算定については、第十六条第一項の表市町村の項第三号算式の符号E」に、「3年前の」を「4年前の」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　特定被災地方公共団体のうち、双葉郡浪江町の「その他の教育費」のうち幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は一とする。

附則第二十二条の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第一項中「項目に係る平成二十六年度」を「項目に係る平成二十七年度」に改め、「平成二十六年地方税法等改正法」の下に「、平成二十七年地方税法等改正法」を加え、「及び所得税法等の一部を改正する法律」を「、所得税法等の一部を改正する法律」に改め、「平成二十六年所得税法等改正法」という。）の下に「及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）」を加え、同項各号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第二項及び第三項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第四項中「項目に係る平成二十六年度」を「項目に係る平成二十七年度」に改め、「平成二十六年地方税法等改正法」の下に「、平成二十七年地方税法等改正法」を加え、「及び平成二十六年所得税法等改正法」を「、平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十七年所得税法等改正法」に改め、同項各号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改める。

附則別表第一の二を次のように改める。

附則別表第一の二

(1)　都道府県分の「普通態容補正係数（給与差等）」に係る率（附則第七条関係）

経費の種類	測定単位	補正率等	
一　1　小学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）	
教育費		1級地1区分	1.053
		2級地1区分	1.045
		2級地2区分	1.039
		3級地1区分	1.045
		3級地2区分	1.039
		3級地3区分	1.033
		4級地1区分	1.036
		4級地2区分	1.031
		4級地3区分	1.025
		5級地1区分	1.031
		5級地2区分	1.022
		5級地3区分	1.016
		6級地1区分	1.017
		6級地2区分	1.011
		6級地3区分	1.006
		7級地1区分	1.009
		7級地2区分	1.003
		無級地0区分	0.997